

災害時要援護者支援制度の見直し（案）に対する主な意見・課題

| | |
|-------|---|
| 概要 | 平成 26 年 4 月にまちづくり基本条例情報共有及び危機管理検討委員会から、三田市災害時要援護者支援制度の見直し(案)の答申がありました。この内容を実効的なものとするため、制度を確定する前に関係団体等に説明し、見直し(案)に対する意見やこれまでの制度からの課題等をいただきました。 |
| 対象団体等 | 区・自治会連合会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、三田市消防団、社会福祉協議会、三田ケアマネジャー協会、地域包括支援センター・高齢者支援センター、身体障害者福祉協議会、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会「にじの会」、さんだ防災リーダーの会、三田警察署、介護相談員 |
| 期間 | 平成 26 年 5 月～8 月 |

(1)避難行動要支援者の範囲、名簿に掲載する情報

- ① 要介護度によらない方がよい。一人暮らしや高齢者世帯で支援が必要な方もいる。(関係機関)
- ② 聴覚障害者は夜間は補聴器をはずしており、名簿の範囲に入れたほうがよい。(関係機関)
- ③ 名簿情報に ALS 患者、在宅酸素の方、人工透析者等、避難後に必要となる医療情報も必要。(関係機関)
- ④ 名簿情報に自由記入欄が必要。(福祉団体)
- ⑤ グループホーム入所者は、平日はグループホームで生活し、週末は自宅にすることが多い。どちらかでは漏れてしまう恐れがあるので、グループホーム所在地と自宅の両方に登録できないか。(福祉団体)

(2)名簿の管理

- ① 名簿には個人情報に記載されているので、管理方法等には十分注意が必要である。自治会長は 1 年で交代するため、協定後も年 1 回は市から DM 等で注意喚起し、市に代表者届出書等を提出させる方がよい。(区・自治会)
- ② 名簿には要援護者を避難させる際に必要な判断材料が記載されているので、役員だけではなく、全班員が知っておく方がよい。(区・自治会)
- ③ 震災が起こる時間帯によっては自治会長などは自宅にいないことがある。避難所で安否確認等に名簿が必要なら、あらかじめ各避難所に名簿を保管しておく方がよい。(区・自治会)
- ④ 自治会長だけが名簿の内容を知っていても昼間は不在。班長まで知っていないと実際には対応できない。(関係機関)
- ⑤ 災害時には不同意者を含めた名簿情報の提供を実施するとあるが、実際に対応できるのか。急に言われても対応困難である。全員同意をもらっておくような方向がよいだろう。(区・自治会、民生委員)

(3)制度の周知方法、避難行動要支援者への周知について

- ① 新たな制度の内容を各団体や関係機関だけでなく、広く市民に周知すべき。(民生委員)
- ② 意思確認の際、寝たきりや認知症の方など意思確認が難しい方には、家族に面談をして意向を聞くべき。(関係機関)
- ③ この制度に登録することのよさがわかるような伝え方、要支援者への懇切丁寧な説明をお願いしたい。(福祉団体)
- ④ 登録する段階で、要支援者に対して支援する側にも努力の限界があること、また、自分の自助努力等を理解してもらえるように伝えていくのがよい。(消防防災関係)
- ⑤ 不同意者をいかに減らすかが大切である。それが三田方式でしっかりやりなさい、という答申の意味ではないか。いかに登録の必要性などを理解してもらえるようにするかが大切だ。(民生委員)
- ⑥ 制度周知の際、自治会への加入が望まれる旨の表記があるとよい。(消防防災関係)
- ⑦ 一般的に意思表示がなければ NO であり、推定不同意となるのではないかと。(区・自治会)

(4)避難行動要支援者

- ① 要援護者は日頃の地域との交流がほとんどない人も多いと思う。(関係機関)
- ② 支援が必要な人がいることを地域の人に知ってもらいたい。(福祉団体)
- ③ マンションに住んでいて、自治会に加入していない。そのため、自治会から登録の情報などは届かず、民生委員が誰かもわからない。(福祉団体)
- ④ 民生委員だけでなく自治会ともつながることが重要。自治会に入ることは大切。(福祉団体)
- ⑤ 地域の高齢化で避難支援者を頼める人がなく登録していないが、地域で気にかけてもらっている。支援をお願いするのが心苦しい。(福祉団体)
- ⑥ 支援する側や地域の情報(防災体制、地域の資源、組織、地域のサロン等)がわからないので、情報提供してもらえればよい。(福祉団体)

(5)避難支援に携わる関係者(地域団体(役員)、関係機関)

- ① 全国民生委員児童委員連合会から、民生委員は避難後の支援をする人である、と教えられている。(民生委員)
- ② 民生委員は災害時に支援はできない。まず、自らの安全を確保して避難して、避難以降の見守り等を行うという認識でいる。地域内での区・自治会、消防団等との役割分担を明らかにする必要がある。民生委員が何人も助けることはできない。(民生委員)
- ③ 東日本大震災では、民生委員が 56 人亡くなった。要支援者を助けようとして犠牲となった方もいる。民生委員が助ける前に被災することもある。民生委員としての課題である。(民生委員)
- ④ 支援する側(自治会)にも努力の限界があることを十分理解していただきたい。(消防防災関係)
- ⑤ 理想と現実のギャップが大きい。自治会員の減少がこの制度のあやうさを感じる。(区・自治会)
- ⑥ 支援は善意によるものであり、万が一何かあっても責任は問われないということを明確にしてほしい。(関係機関)

(6)避難支援者

- ① 避難支援者の見直しの仕組みはぜひ必要である。(民生委員)
- ② 避難支援者が無の人への対応はどうなるか。無の人が今の制度でも登録者の約半数いる。さらに増えるのではないか。対応は課題である。(民生委員、福祉団体)

(7)地域での支援体制

- ① 減災のまちづくりの取り組みが3年間され、その中で公助は1週間は来ないと思っておくくらいでなければならないとされていた。この制度は地域での取り組みが重要。(区・自治会)
- ② 平常時のこの制度の取り組みとして、名簿を地域で何にどう使えるかの範囲の目安を示し、名簿を地域で活用する視点があればよい。(関係機関)
- ③ 阪神淡路大震災の後、自治会の加入率がぐんと伸びたと聞く。やはり地域で助け合うことの大切さが見直されたのだと思う。自治会未加入の人をどうするか、ではなく、自治会加入のきっかけにしてもらえるような働きかけが必要ではないか。(福祉団体)
- ④ 名簿だけ来ても、それを受けて地元でどのような体制を取れるかが大切である。民生委員、区・自治会、自主防災組織等みんなでどうしていくか、支援者がいない人をどうカバーしていくかを考えないといけない。(民生委員)
- ⑤ 災害時には誰もが被災者である。まずは自分の身、そして家族の安全を確保することが最優先で、それから支援にもあたればよい。そうしたことを要支援者にも理解してもらうことが大切だ。(民生委員)
- ⑥ 新たな制度で名簿の対象者が増えていく中で、支援の必要性や内容などから優先度をつけていくことも必要だろう。(民生委員)
- ⑦ 災害が発生した時は、制度よりも近所同士での助け合いが大切。そのためにも、日ごろからの接し方が大切になってくる。(民生委員)
- ⑧ 避難場所を日ごろから周知しておく必要がある。(区・自治会)
- ⑨ 高齢化が進み、婦人会や老人クラブがなくなり、地域組織を維持することが難しい状況にあり、地域での話し合いに参加できる人が限られる状況にある。(福祉団体)
- ⑩ ニュータウンは地域のつながりが薄く、列が変わると住んでいる人のことがわからない。制度の説明会に要介護者等が参加するのは難しいため、10軒程度の規模で説明会があればよい。地域のつながりが薄いので、そのくらいの規模でまともないと対応できない。(福祉団体)
- ⑪ 制度を作るだけではいざという時に役に立たない。地域で年に何回か訓練をする、要支援者と顔つなぎをする、災害の種類ごとの対応を大まかに定めるなどが必要だ。(福祉団体)

(8)市の役割、市への要望

- ① 地域によって防災への取り組みに温度差がある。市から防災活動全般に関する啓発が必要だ。(関係機関)
- ② ニュータウンは近隣関係が希薄で、自治会未加入者は助けなくてもよい、という話にもなりかねない。近所づきあいを促進するような市の取り組みや自治会の活動が必要。(民生委員)
- ③ 自治会役員は交代するので、何回も制度を知らせてほしい。(区・自治会)
- ④ 中高生やPTAなどの若い世代へも研修や説明をしてほしい。(関係機関)
- ⑤ 要援護者の救助方法で、各地でよい事例があるものを地域に広めてほしい。(消防防災関係)
- ⑥ 自治会、民生委員だけでなく、隣近所の助け合いが何より大切。役員だからではなく、地域での助け合いができるような取組が必要。9月の防災月間等、機会があるたびに啓発が必要。(民生委員)
- ⑦ 地域での取り組みのイメージがつかめるように具体例を示してほしい。ニュータウンには消防団は存在しないが、消防団に代わるどの組織を活用するのか。(消防防災関係)

(9)災害時の対応など

- ① 災害時の安否確認体制について、各法人、事業所がそれぞれで安否確認等を行った結果を市が一元的にまとめてもらえるとよい。(関係機関)
- ② 阪神・淡路大震災の時、身障協会員はスムーズに安否確認できたが、会員以外の安否を把握することが難しく、時間がかかった。神戸市に身障者の情報提供を求めたが難しいと断られ、芦屋市では人命優先で名簿提供を受け、ローラー作戦で一軒ずつ回って確認し、その結果を芦屋市に報告した。大規模な災害の時は市が安否確認を行うことが難しいだろう。どこに身障者がいるかを当事者が知っておくほうがよい。(福祉団体)
- ③ 聴覚障害者は避難した先で、紙に書いて掲示したり、障害者用のトイレ等が必要となってくる。(福祉団体)
- ④ 災害時に避難所へ行くことだけでなく、例えば、自宅から一人で逃げられない時には2階にいる、という自宅の中の避難場所を市や地域と共有しておくなども想定が必要。(民生委員)